

令和2年度経営計画

1. 経営方針

(1) 業務環境

1) 福島県の景気動向

令和元年度の我が国経済は、海外経済の減速等を背景に外需に弱さが見られたものの、雇用・所得環境の改善等により、内需を中心に緩やかに回復しました。

こうしたなか本県経済は、海外経済の影響に加え、東日本台風等の影響により一部に弱い動きがみられ、年度後半以降、回復に向けた動きが足踏み状態となりました。

先行きについては、東日本台風等からの復旧本格化などにより総じてみれば緩やかに回復し、当面、東日本大震災・原子力災害前に比べて高水準の経済活動が維持されるとみられますが、復興需要のピークアウトや新型コロナウイルス感染症の拡大による経済の変調が県内経済へ及ぼす影響を注視していく必要があります。

2) 中小企業を取り巻く環境

上述した我が国及び本県の景気動向に加え、他県と比較して急速に進行している少子高齢化や人手不足、直近の暖冬・少雪の影響等により、景況感は地域や業種で差が生じています。

特に、県内の企業倒産は震災前と比較して低水準にはあるものの、復興需要のピークアウト等を背景に傾向としては増加基調にあるうえ、後継者難による廃業も多く、中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は厳しさを増しています。

今後については、震災からの復興・創生期間の終了や消費税増税に伴うキャッシュレス決済のポイント還元の終了、新型コロナウイルス感染症問題の長期化等が景気の押し下げ要因となる懸念がある一方、東日本台風等の復旧関連工事の本格化、福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積の進捗等による好循環が、県内中小企業・小規模事業者にどのように波及していくか注視する必要があります。

(2) 業務運営方針

本年度は第5次中期事業計画の最終年度であるとともに、東日本大震災・原子力災害からの復興・創生期間の最終年度でもあります。

これまでに、国・県等による各種施策の実行により、除染の進捗、復興公営住宅や商業施設の整備、東北中央自動車道やふくしま復興再生道路の整備、常磐自動車道やJR常磐線の再開通といった、住まい・まち・インフラの整備復旧が進んだほか、福島イノベーション・コースト構想を軸とした新たな産業集積や拠点整備が進むなど、本県の復興は着実な歩みを見せています。

しかしながら、人口減少や少子高齢化等に伴う中小企業・小規模事業者の休廃業といった構造的な問題に加え、昨年度後半以降、東日本台風や消費税増税などの影響や、新型コロナウイルス感染症の拡大を主因とした国際情勢の不安定化の影響等から、景気回復に向けた動きが足踏み状態となっています。

このため当協会は、地域に根差す公的保証機関として、震災及び豪雨被害からの復興再生と新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受ける事業者への支援を最優先に取り組む一方、事業承継をはじめとする経営支援の着実な推進、金融機関との適切なリスク分担と連携強化により、地域経済の下支え・活性化に努めます。

とりわけ、低金利状況下における保証料の割高感が続いている今こそ、利用者が保証料を支払う価値があると思えるよう、顧客目線に立ち、利便性や有用性を高めたサービスの提供を目指して取り組み、利用率の向上に努めます。

また、取り組みにあたっては引き続き「ブラッシュアップ バリュースアップ グローアップ」3つのアップをスローガンに、中小企業・小規模事業者の事業承継や事業改善、経営力向上、成長発展を伴走支援していくとともに、当協会自らが、業務の継続的改善、質的向上を図り変化に対応できる組織づくりに努めます。

2. 重点課題

【保証部門】

① 復興復旧段階に応じた企業支援の取り組み

- ・「震災関連保証」「県豪雨災害特別資金」等を積極的に活用し、事業者の復興復旧段階に応じたきめ細やかな支援を行います。

- ・「ふくしま復興特別資金」のメリットのPRを継続し、借換保証を織り交ぜながら中小企業の資金繰り改善に取り組みます。
また、依然として風評被害を受け続けている事業者や、旧警戒区域等で事業を営む事業者、帰還を目指す事業者に対する受け皿として国及び県の「震災関連保証」の継続を要望していきます。

② 事業承継をはじめとする事業者のライフステージやニーズ等に応じた取り組み

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大等により資金繰りの安定に支障を来している事業者に対しては、「危機関連保証」や「新型コロナウイルス対策特別資金」の活用等、その実情に即し、迅速かつ柔軟な対応に努めます。
- ・今年度から開始される「事業承継特別保証制度」について周知を徹底し利用の推進を図るとともに、その他の「経営者保証を不要とする取り扱い」についても周知に努め、該当する案件について適切に対応します。
- ・事業者のライフステージや多様なニーズ等に応じた資金需要に的確・迅速に対応するとともに、国や地公体の政策課題に対応していくため、その制度の趣旨を踏まえ、各種制度利用を推進します。
- ・当協会既存制度の一部について、独自に保証料を割り引く取り扱いを行い、中小企業支援の一助とします。
- ・積極的な企業訪問により個々の実情を把握し、経営状況やニーズに即した保証制度の提案を行う等、付加価値のあるサービスの提供に努めます。
- ・日本政策金融公庫、福島県信用金庫協会、福島県信用組合協会、東北税理士会福島県支部連合会との「覚書」に基づき連携・協力を深めるとともに、今年度は新たに福島イノベーション・コースト構想推進機構との業務連携による取り組みを行います。また、地公体とも連携を深め、特に創業や事業承継に向けた事業者支援に協力して取り組みます。
- ・民法改正に伴い取扱様式の一部に変更が生じることから、事業者や金融機関に丁寧に説明の上円滑な対応に努めます。
- ・経営等の窓口相談を通して、金融機関を紹介する取り組みに努めます。

③ 金融機関との適切なリスク分担・連携への取り組み

- ・金融機関との対話を通じ適切なリスク分担・連携強化を進め、個々の事業者の実情に即した保証付き融資とプロパー融資の組み合わせを行うことにより、事業者に対し必要十分な信用供与を行いつつ、その後の経営支援、期中管理へとつなげていきます。

- ・役員、営業店・各支店長及び職員が、積極的に金融機関や地公体を訪問し対話を深め、連携を強化します。
- ・保証制度への一層の理解と定着を目的に開催している「保証業務協議会」や「勉強会」、県内金融機関の若手職員を対象とした「保証業務研修会」等について開催のテーマやスタイルに工夫を凝らし、また、必要に応じ女性活躍推進プロジェクトチーム「雪うさぎ」との連携等により内容を充実させ、保証付き融資の利用促進を図ります。
- ・金融機関に対し各種感謝制度を実施し、公的保証事業を通じた中小企業支援への貢献や協力に対して謝意を表します。

【期中管理・経営支援部門】

① 創業支援の強化

- ・創業間もない先には、企業訪問や相談会の開催により創業後のフォローアップを効果的に行うとともに、経営の安定に支障を来している先には「専門家派遣事業」を活用し経営改善の支援に努めます。
- ・創業希望者には、相談会や常設の相談窓口においてきめ細やかな相談対応に努めるとともに、創業の相談から創業計画策定支援、創業資金の対応、創業後のフォローアップまで、創業に関わる一連をトータルで支援する「創業がっちり！サポート」等を活用し、創業機運の醸成、創業者の掘り起こし、創業保証の利用促進に努めます。
- ・創業にあたっての課題解決や創業後の経営安定に向けた支援として、関係機関及び女性活躍推進プロジェクトチーム「雪うさぎ」と連携し「創業応援セミナー」及び相談会を開催します。

② 期中支援・事業承継支援の強化

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け資金繰りに支障を来している事業者からの返済猶予、返済軽減等の相談・申し込みに関しては、事業者の状況を丁寧にフォローアップしつつ、迅速かつ柔軟に対応します。
- ・経営課題を抱える事業者のため、「経営相談会」の開催や常設の相談窓口体制の充実、リストアップによる企業訪問を行い、顔の見える保証協会として事業者に寄り添い、経営課題解決の支援を行います。
- ・経営改善が必要となる先には、関係機関と連携し、個々の実情に応じて「専門家派遣事業」「経営サポート会議」「経営改善計画策定支援事業」等の支援ツールの活用を通じ速やかな経営改善の支援に努めます。
- ・返済緩和の条件変更先には、金融機関と連携し経営改善支援に努めるとともに、借換等による返済正常化を積極的に進めることで、条件変更先数の低減、ひいては金融機関との取引正常化を支援します。

- ・大口保証先の実態把握に努めるとともに、経営課題を抱える先に対し企業訪問を行いフォローアップを実施することで、問題点や課題を共有の上、経営改善の取り組みを支援します。
- ・経営者が高齢化、後継者が不在の企業に対し、相談会や企業訪問により現状やニーズを把握した上で、「福島県事業承継ネットワーク」の構成員間での連携や「ふくしま地域M&Aセンター」の活用により経営改善支援、事業承継への着手を促していきます。
- ・「経営者保証を不要とする取り扱い」については、事業承継をはじめとする事業者のライフステージ等に応じて、積極的な対応を進めます。
- ・事業者の経営課題の解決を支援するため、関係機関と連携し「経営改善セミナー」及び相談会を開催します。

③ 再生支援の強化

- ・震災の影響から脱していない事業者の再生を図るため、福島産業復興機構及び東日本大震災事業者再生支援機構の支援期限を見据えながら、関係機関と連携し二重債務問題解消、経営改善支援に取り組みます。
- ・経営再建の見通しがある事業者には、福島県中小企業再生支援協議会、地域経済活性化支援機構、認定支援機関等と連携し再生支援に取り組みます。
- ・再生支援を行った事業者には、金融機関・関係機関と連携の上、モニタリングによるフォローアップを行い、事業者の実情に即したエグジット支援、経営改善支援に努めます。
- ・事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自主的な廃業を選択する事業者には、廃業に必要な資金の保証により、円滑な撤退を支援します。

④ 連携支援の強化

- ・金融機関、税理士会等との連携や情報交換を密にするとともに、「福島県中小企業支援ネットワーク会議」や「オールふくしま中小企業・小規模事業者経営支援連絡協議会」の構成員間で連携を図り、事業者に対する効果的な経営改善の支援に取り組みます。
- ・商工会議所・商工会等、関係機関が主催するセミナー等への後援、講師・相談員として参加するなどにより関与を深め、保証協会の資金繰り支援や事業承継をはじめとする経営支援について周知を行うこと等により、関係機関と連携した事業者の支援に取り組みます。

- ・福島県よろず支援拠点、福島県経営改善支援センター、福島県事業引継ぎ支援センター、福島イノベーション・コースト構想推進機構などの経営・産業支援機関との連携や情報交換、業務の相互理解を深めることで、連携支援の効果の最大化を図ります。

【回収部門】

① 被災者への対応

- ・被災者に対しては各々の実情に合わせた弁済折衝を行う等、引き続き被災者に寄り添ったきめ細やかな対応と継続した折衝により回収促進を図ります。

② 早期回収の着手

- ・期中管理段階から資産・所得等の情報を取得する等、代位弁済前の折衝時に現状を把握して回収方法や見込み等を検討した上で回収方針を決定し回収促進を図ります。

③ 実情に即した適切な回収方針

- ・休廃業先や暫く返済が途絶えている先、また、返済中の求償債務者等に対しても随時現況を把握して回収方針の見直しを行い、返済の再開や増額折衝等により定期回収の底上げを図るため入金状況を定期的に管理します。また、減免完済や一時金弁済による保証人免除等を積極的に提案し一括弁済を促進します。
- ・事業継続先については「求償権消滅保証」などの支援により、事業者の再生と回収の最大化を図ります。
- ・回収の見込みを早期に見極め、見込みがない者については速やかに管理事務停止及び求償権整理を進めます。

④ サービサーの有効活用

- ・無担保求償権の累増等最近の回収環境や動向を踏まえ、現状認識と問題解決に向けた方策等を共通認識するため、協会とサービサーの合同会議を開催します。
- ・個々の案件について回収方針等を協議し、綿密な連携により回収促進を図ります。
- ・サービサーにおいては、他県サービサーへの調査依頼等も可能なことから、県外へ避難している被災者や移住している関係人の実態把握や折衝を図るために、積極的にサービサーの利用推進を図ります。

【その他間接部門】

1) 総務関係

① 業務の効率化と人材育成・人材確保・健康経営に向けた取り組み

- ・業務改善推進表彰制度等を活用し一層の業務効率化や事務の改善に取り組むとともに、職員の心身の健康に留意した健康経営の取り組みを推進します。
- ・就職情報サイトや説明会等により積極的に学生への情報発信を行い、優秀な人材の確保に努めます。
- ・中小企業診断士の養成のほか、資格取得等奨励金制度を活用し、職員の資質向上に取り組めます。
- ・階層別・課題別に設けられている全国信用保証協会連合会主催の研修に職員を計画的に参加させるほか、内部研修についても随時検討を加え、より効率的かつ効果的な人材育成に取り組めます。

② 財務基盤の強化

- ・効率的な経営に努めるとともに、国及び県に対して補助金及び損失補償制度の充実などの財政支援について継続して要望していきます。

③ 事業者への支援強化と保証利用率向上に向けた内部連携・サポート

- ・県内中小企業・小規模事業者への支援強化を通じた保証利用率向上に向け、各部門の施策が円滑に実施できるよう、内部連携・サポートに努めます。

2) 広報関係

① 情報発信力の強化

- ・職員一人一人が広報担当としての意識を持ち、実地調査等を通して企業や金融機関に出向き、フェースツーフェースで協会事業をPRします。
- ・月報については引き続き配布先を意識した誌面構成とし、より信用保証協会を身近に感じてもらえるような工夫を施します。
- ・ホームページについては、利用者目線に立ち掲載項目や利便性等に関して適宜検証を行い、必要に応じ修正や改修をすることで、県内中小企業・小規模事業者の保証利用率向上を目指します。
- ・中小企業等へのタイムリーな情報発信など、広報手段の多様化について検討を行います。

3) システム関係

① システムの安定運用及び関係機関との連携対応

- ・システムについて保証協会システムセンターとの連携による検証を行い安定運用に努めます。

② システムの新規開発・変更時の円滑な対応

- ・共同システムとしての開発・変更、電子保証書交付について、十分なテスト及び検証を行い円滑な運用に努めます。

4) コンプライアンス関係

① 内部検査態勢の充実

- ・適正な業務運営に資するよう、結果のみの検査に止まらず予防的リスク管理の観点から検査を行います。
- ・帳票等の適正運用及び部署間連携状況について検査します。

② 法令等遵守の推進と個人情報漏えい防止など情報セキュリティ態勢の強化

- ・コンプライアンス・プログラムの策定と実施により、継続して法令等の遵守に努めるとともに、コンプライアンス態勢とリスク管理態勢の強化を図ります。
- ・コンプライアンス・プログラムとリスク管理の実施状況の検証を行い必要な改善に取り組みます。
- ・会議・研修等において、事案発生時の初動態勢や、個人情報漏えい防止のための対策と個人情報保護法やマイナンバー法の遵守に関して周知徹底を図ります。

③ 反社会的勢力等の不正利用や詐欺的行為の未然防止

- ・データベースの適正活用と保証時の適切な審査により未然防止を図ります。
- ・発生事案に対しては定められた手続きによる適正な対応と、検証及び適切なフィードバックにより再発防止に努めます。
- ・警察等関係機関との連携を強化するとともに、組織一体での対応体制で未然防止に臨みます。

④ 災害時における事業継続のための態勢強化

- ・事業継続計画（BCP）を有効に機能させるため、「教育実施計画書」と「訓練実施計画書」を策定し実施することにより不測の事態が発生した場合にも確実に対応できる体制を整備します。

3. 事業計画

(単位：百万円、%)

	金額	対前年度計画比
保 証 承 諾	115,000	115.0%
保 証 債 務 残 高	264,000	110.0%
保 証 債 務 平 均 残 高	262,600	105.0%
代 位 弁 済	5,500	91.7%
実 際 回 収	1,050	100.0%
求 償 権 残 高	1,250	83.3%